

東北大学（川内1）屋外環境整備（川内体育館前点字ブロック）工事	
I 工事概要	
1. 工事場所	宮城県仙台市青葉区川内4-1（東北大学川内1団地構内）
2. 完成期限	令和7年1月31日（金曜日）
3. 建物概要	
建物名称	川内1
工種	改修
構造・階数	-
建築基準法による延べ面積(m ²)	-
消防法施行令別表第一の区分	-
改修面積(m ²)	-
備考	外構(点字ブロック)

4. 工事種目	
○ 印の付いたものが対象工事種目	
建物別及び屋外	
工事種目	川内1
○ 2 仮設工事	一式
・ 3 防水改修工事	
・ 4 外壁改修工事	
・ 5 建具改修工事	
・ 6 内装改修工事	
・ 7 塗装改修工事	
・ 8 耐震改修工事	
・ 9 環境配慮改修工事	
○ 舗装工事	一式
○ 排水工事	一式
・ 外構工事	

5. 指定部分	有	対象部分()
6. 概成工期	有	令和 年 月 日 (曜日) (1.2.1)[1.2.1]

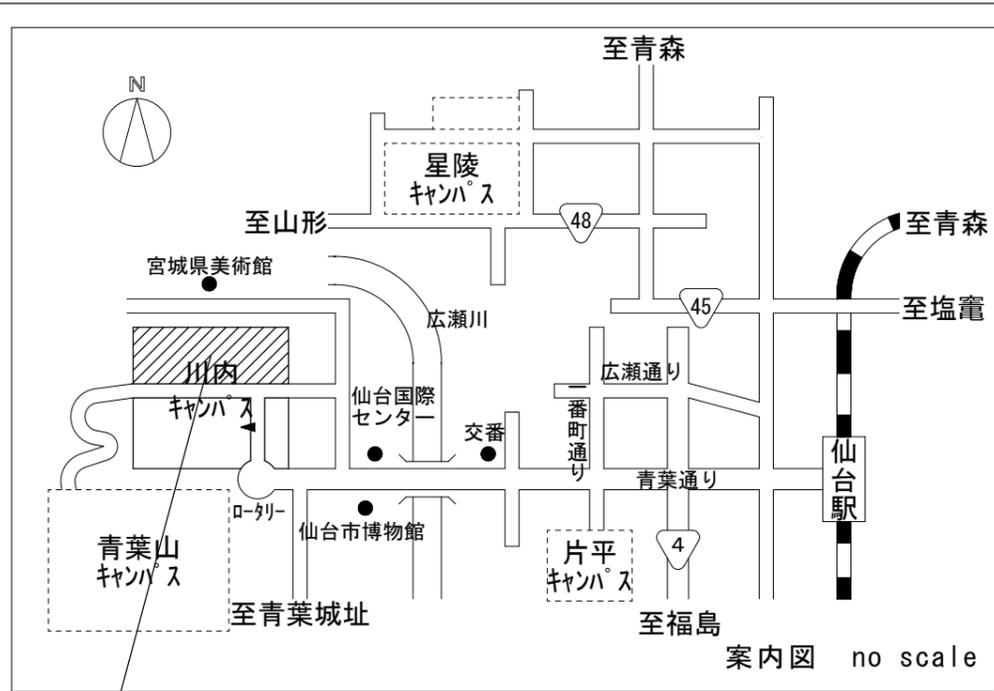
II 工事仕様	
1. 共通仕様	
(1) この工事の受注者は、国立大学法人東北大学工事請負契約細則第17条別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 4 枚及び本特記仕様書 2 枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。	
○ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)	
○ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)	
○ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)	
○ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)	
○ 工事写真撮影要領(令和元年7月)	
○ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)	
○ 建築工事標準詳細図(令和4年版)	
○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)	
○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)	
○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)	
○ 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)	
○ 文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。)	
○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)	
○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)	
○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)	
○ 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)	
○ 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。)	
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は()、機械設備工事の特記仕様書は()による。	
2. 特記仕様	
(1) 本特記仕様書の表記	
1) 項目は、○ 印の付いたものを適用する。	
2) 特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。	
○ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。	
○ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。	
3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
特記事項に記載の(()) 内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
4) ⊗ 印は、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。	
特記事項に記載の[] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。	
特記事項に記載の[[]] 内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。	

章	項目	特記事項																							
1 各章共通事項	○ 適用区分	○ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (V ₀ = 30m/s) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ○ III ・ IV) ・ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表 (20)																							
	○ 設計図書の取扱い	下記の書類を提出のこと (1.1.6)[1.1.6] <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>種 類</th> <th>図面の大きさ</th> <th>組</th> </tr> <tr> <td>1) ○ 発注図面</td> <td>原製本 (A4判)</td> <td>A3判</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>2) ・ *</td> <td>縮小原図 (マイラー)</td> <td>A3判</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3) ・ *</td> <td>縮小原図製本 (A3判)</td> <td>A2判</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4) ・ *</td> <td>※ (A4判)</td> <td>A3判</td> <td>-</td> </tr> </table> 注 ※製本：工事名称等文字入	区 分	種 類	図面の大きさ	組	1) ○ 発注図面	原製本 (A4判)	A3判	10	2) ・ *	縮小原図 (マイラー)	A3判	-	3) ・ *	縮小原図製本 (A3判)	A2判	-	4) ・ *	※ (A4判)	A3判	-			
	区 分	種 類	図面の大きさ	組																					
	1) ○ 発注図面	原製本 (A4判)	A3判	10																					
2) ・ *	縮小原図 (マイラー)	A3判	-																						
3) ・ *	縮小原図製本 (A3判)	A2判	-																						
4) ・ *	※ (A4判)	A3判	-																						
・ 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者	(1.3.3~4)[1.3.3~4] この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。 <table border="1"> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> </table> 工事用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	6 第1種電気工事士の資格を有する者	○	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8 第2種電気工事士の資格を有する者	○	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・				
項目名	電気保安技術者																								
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																								
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																								
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																								
4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																								
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																								
6 第1種電気工事士の資格を有する者	○																								
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																								
8 第2種電気工事士の資格を有する者	○																								
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																								
○ 施工条件	(1.3.5)[1.3.5] この工事現場では、次の施工条件による。 ○ 工事期間中に大学行事、試験及び授業等により、工事中止及び騒音・振動等の発生する作業に制限が課される場合がある。 ○ なお、本工事≪建物≫位置周辺は現在使用中であるため、騒音や粉塵の抑制、安全対策に十分配慮した施工を行うこと。 ○ 本工事現場は埋蔵文化財埋蔵地のため文化財保護法の規定による制限を受けており、切土根切り等の掘削作業は東北大学埋蔵文化財調査室による立会いを受けその指示に従い施工するものとし、受注者は事前に工程表・施工計画書を、工事完成時には掘削に関する全景写真、深成写真、施工状況写真及び掘削図を監督職員に提出するものとする。 なお、必要となる工事写真・図面等の詳細は監督職員の指示によるものとする。 ・ 現場における工事着手は令和 年 月 日以降とする。																								
○ 発生材の処理等	(1.3.11)[1.3.12] <table border="1"> <tr> <td>(1) 引渡しを要するもの</td> <td>1) 品名 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>引渡し先 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集積場所 _____</td> </tr> <tr> <td>(2) 特別管理産業廃棄物</td> <td>1) 品名 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>処理方法 _____</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場において再利用を図るもの</td> <td>1) 品名 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用箇所 _____</td> </tr> <tr> <td>(4) 再資源化を図るもの</td> <td>1) 品名 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設発生土 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受入場所 _____</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2) 品名 ○コンクリート、アスファルト類、インターロッキングブロック _____</td> </tr> <tr> <td>(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 引渡しを要するもの	1) 品名 _____		引渡し先 _____		集積場所 _____	(2) 特別管理産業廃棄物	1) 品名 _____		処理方法 _____	(3) 現場において再利用を図るもの	1) 品名 _____		使用箇所 _____	(4) 再資源化を図るもの	1) 品名 _____		建設発生土 _____		受入場所 _____		2) 品名 ○コンクリート、アスファルト類、インターロッキングブロック _____	(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。	
(1) 引渡しを要するもの	1) 品名 _____																								
	引渡し先 _____																								
	集積場所 _____																								
(2) 特別管理産業廃棄物	1) 品名 _____																								
	処理方法 _____																								
(3) 現場において再利用を図るもの	1) 品名 _____																								
	使用箇所 _____																								
(4) 再資源化を図るもの	1) 品名 _____																								
	建設発生土 _____																								
	受入場所 _____																								
	2) 品名 ○コンクリート、アスファルト類、インターロッキングブロック _____																								
(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。																									
○ 環境への配慮	(1.4.1)[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等とは、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</td> </tr> </table>	①	合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。	②	接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。	③	接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。	④	①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。																
①	合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。																								
②	接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。																								
③	接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。																								
④	①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。																								
○ 材料の品質等	(1.4.2)[1.4.2] <table border="1"> <tr> <td>(1)</td> <td>本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造所等は、以下に指定する事項を満たすものとし、その証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受ける。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造所等に関する資料の提出を求める材料 _____</td> </tr> </table>	(1)	本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。	(2)	製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。	(3)	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。	(4)	本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造所等は、以下に指定する事項を満たすものとし、その証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受ける。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造所等に関する資料の提出を求める材料 _____																
(1)	本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。																								
(2)	製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。																								
(3)	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。																								
(4)	本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造所等は、以下に指定する事項を満たすものとし、その証明となる資料を監督職員に提出して承諾を受ける。 ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造所等に関する資料の提出を求める材料 _____																								

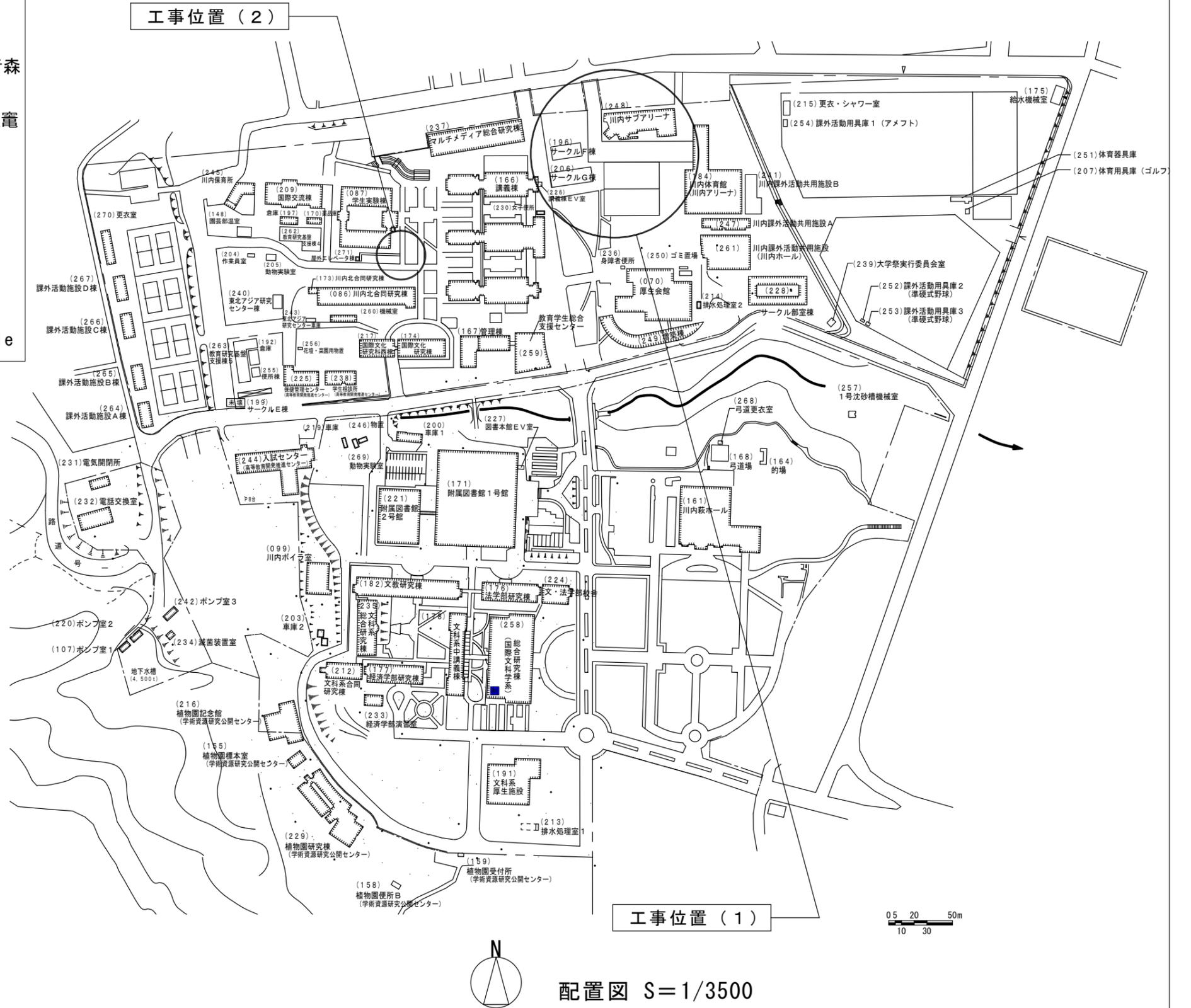
○ 材料の検査等	(1.4.4)[1.4.4] <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>視覚障害者用誘導ブロック・シート・タイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸透柵溝・蓋</td> <td></td> </tr> </table>	材料名	備考	視覚障害者用誘導ブロック・シート・タイル		浸透柵溝・蓋																															
材料名	備考																																				
視覚障害者用誘導ブロック・シート・タイル																																					
浸透柵溝・蓋																																					
○ 石綿含有建材の調査	事前調査 (1.5.1) 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料(建物設計図書) ○ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トシモライト 分析方法 <table border="1"> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析方法 (JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)</th> <th>定量分析方法 (JIS A 1481-3)、 (JIS A 1481-4)または (JIS A 1481-5)</th> </tr> <tr> <td>外装床タイルの張付モルタル</td> <td>○ 1 (箇所)</td> <td>・ (箇所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (箇所)</td> <td>・ (箇所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (箇所)</td> <td>・ (箇所)</td> </tr> </table>	材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、 (JIS A 1481-4)または (JIS A 1481-5)	外装床タイルの張付モルタル	○ 1 (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)																								
材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1)または (JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、 (JIS A 1481-4)または (JIS A 1481-5)																																			
外装床タイルの張付モルタル	○ 1 (箇所)	・ (箇所)																																			
	・ (箇所)	・ (箇所)																																			
	・ (箇所)	・ (箇所)																																			
・ 技能士	(1.5.2)[1.7.2] <table border="1"> <tr> <th>通用工事種別</th> <th>技能検定の種別</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・ とび</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・ 鉄筋施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・ とび ・ 鉄工</td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>PCカーテンウォール工事</td> <td>・ カーテンウォール施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・ 防水施工</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・ 石材施工</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・ タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・ 建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根、とい工事</td> <td>・ 建築板金 ・ スレート施工</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・ 内装仕上げ施工(鋼製下地)</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・ 左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>・ サツシ施工 ・ ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・ 塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・ 内装仕上げ施工(床、壁、天井仕上げ等)</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・ 造園</td> </tr> </table>	通用工事種別	技能検定の種別	仮設工事	・ とび	鉄筋工事	・ 鉄筋施工	コンクリート工事	・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工	鉄骨工事	・ とび ・ 鉄工	ブロック・ALCパネル工事	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工	PCカーテンウォール工事	・ カーテンウォール施工	防水工事	・ 防水施工	石工事	・ 石材施工	タイル工事	・ タイル張り	木工事	・ 建築大工	屋根、とい工事	・ 建築板金 ・ スレート施工	金属工事	・ 内装仕上げ施工(鋼製下地)	左官工事	・ 左官	建具工事	・ サツシ施工 ・ ガラス施工	塗装工事	・ 塗装	内装工事	・ 内装仕上げ施工(床、壁、天井仕上げ等)	植栽工事	・ 造園
通用工事種別	技能検定の種別																																				
仮設工事	・ とび																																				
鉄筋工事	・ 鉄筋施工																																				
コンクリート工事	・ 型枠施工 ・ コンクリート圧送施工																																				
鉄骨工事	・ とび ・ 鉄工																																				
ブロック・ALCパネル工事	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工																																				
PCカーテンウォール工事	・ カーテンウォール施工																																				
防水工事	・ 防水施工																																				
石工事	・ 石材施工																																				
タイル工事	・ タイル張り																																				
木工事	・ 建築大工																																				
屋根、とい工事	・ 建築板金 ・ スレート施工																																				
金属工事	・ 内装仕上げ施工(鋼製下地)																																				
左官工事	・ 左官																																				
建具工事	・ サツシ施工 ・ ガラス施工																																				
塗装工事	・ 塗装																																				
内装工事	・ 内装仕上げ施工(床、壁、天井仕上げ等)																																				
植栽工事	・ 造園																																				
○ 施工の検査等	(1.5.5)[1.7.5] 標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す施工については、監督職員の検査を受ける。 <table border="1"> <tr> <th>検査等を行う施工</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	検査等を行う施工	備考																																		
検査等を行う施工	備考																																				
・ 施工の立会い	(1.5.7)[1.7.7] 標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す工段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。 <table border="1"> <tr> <th>施工の立会いを行う工程</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>既存舗装等撤去後、地盤掘削後確認</td> <td>監督職員の指示による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工の立会いを行う工程	備考	既存舗装等撤去後、地盤掘削後確認	監督職員の指示による																																
施工の立会いを行う工程	備考																																				
既存舗装等撤去後、地盤掘削後確認	監督職員の指示による																																				
・ 化学物質の濃度測定	(1.5.9)[1.7.9] <table border="1"> <tr> <td>(1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 測定対象化学物質</td> <td>指針値(両単位の換算は、25℃の場合による。)</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100 μg/m³ (0.08ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260 μg/m³ (0.07ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>200 μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3800 μg/m³ (0.88ppm) 以下</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220 μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> </tr> </table> (2) 測定対象室及び測定箇所数は以下表による。 <table border="1"> <tr> <th>様名称</th> <th>階</th> <th>室名</th> <th>採取本数</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (3) 測定方法は、(・ 吸引方式(アクティブ法)・ 拡散方式(パッシブ法))により行う。 (4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内の温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。 (5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。	(1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 測定対象化学物質	指針値(両単位の換算は、25℃の場合による。)	ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下	トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下	キシレン	200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下	エチルベンゼン	3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下	スチレン	220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下	様名称	階	室名	採取本数																				
(1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 測定対象化学物質	指針値(両単位の換算は、25℃の場合による。)																																				
ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下																																				
トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下																																				
キシレン	200 μg/m ³ (0.05ppm) 以下																																				
エチルベンゼン	3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下																																				
スチレン	220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下																																				
様名称	階	室名	採取本数																																		

○ 完成時の提出図書	(1.7.1~3)[1.9.1~3] 次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事的目的物に使用するための権利については、発注者に委譲する。 1) 完成図 ○ CADデータ(電子納品)及び電子データ(PDF形式) ・ A3版原図 _____部 ・ A1版原図 _____部 ○ A3複写図(製本) _____部 ・ A1複写図(製本) _____部 2) 保全に関する資料 ○ 電子データ(PDF形式) _____部 ○ A4ファイル綴じ _____部 3) 工事写真(「工事写真撮影要領」による。) ○ 原本(電子媒体) _____部 ○ アルバム(紙又は電子媒体) _____部 4) 完成写真 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>撮影部位及び箇所数</th> <th>形式・サイズ</th> <th>提出セット数</th> <th>画素数及び画質等</th> <th>撮影者</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">外観正面()箇所</td> <td>・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)</td> <td></td> <td rowspan="3">4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの</td> <td rowspan="3">建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者</td> </tr> <tr> <td>・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ カラー木製パネル半切(324×400mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記と異なる外部：箇所内部：箇所</td> <td>・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部：10箇所内部：箇所</td> <td>○ 電子データ(JPEGフルカラー)</td> <td>1</td> <td>1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質</td> <td>任意</td> </tr> <tr> <td>・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注) のアルバムは併せて作成する。 ※ 完成写真等として提出する『着工前写真』及び『完成写真』の撮影の際は、工事黒板等の掲示はしないこと。	撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者	外観正面()箇所	・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)		4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者	・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)		・ カラー木製パネル半切(324×400mm)		上記と異なる外部：箇所内部：箇所	・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)				・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)				外部：10箇所内部：箇所	○ 電子データ(JPEGフルカラー)	1	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意	・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ			
撮影部位及び箇所数	形式・サイズ	提出セット数	画素数及び画質等	撮影者																													
外観正面()箇所	・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)		4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの	建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者																													
	・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)																																
	・ カラー木製パネル半切(324×400mm)																																
上記と異なる外部：箇所内部：箇所	・ 電子データ(JPEGフルカラー・圧縮率1/4程度)																																
	・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ(注)																																
外部：10箇所内部：箇所	○ 電子データ(JPEGフルカラー)	1	1280×960ピクセル以上かつ撮影したデジタルカメラの設定のうち最高の画質	任意																													
	・ カラー印刷紙キャビネ判 A4アルバム綴じ																																
・ 他工事又は他工種との取合い	電子納品は次の規定に従うものとする。 1) 貸与する設計図のCADデータは以下による。 著作者名： 国立大学法人 東北大学 _____ ファイル形式： PDF 貸与条件： 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用しないこと。 2) 完成写真の撮影に関する著作者の権利等については次のi)及びii)によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。 i) 提出された写真は、本学が行う事務及び本学が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作権者を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。 ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。)及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。 3) 電子納品の対象は上記によるほか、監督職員と受注者で協議を行う。 4) 電子成果物は、提出前に電子成果物作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで監督職員に提出する。 5) 提出方法及びファイル形式は以下による。 電子媒体：CD-R又はDVD-R CADデータ：JWW、DXF及びPDF 上記の他、監督職員が認めた形式																																
・ 埋設配管・配線および鉄筋調査	工事区分表による。これにより難しい場合は監督職員と協議する。 あと施工アンカー工事 6章および8章による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う範囲 ※ 図示による ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで放射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるもの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレないように措置を講ずる。 撮影枚数 _____ 枚 フィルムサイズ _____ コンクリート厚さ _____ cm ・ 既存躯体に穿孔する場合には、金属探知により電源供給が停止できる付属装置を用いる。																																

備考	工事名称 東北大学(川内1)屋外環境整備(川内体育館前点字ブロック)工事	縮尺	図面番号
	図面名称 特記仕様書(1)	—	T-01
	設計年月 令和6年度	部長 木村	通し番号 一級建築士 登録番号 第323346号 大山直人
	令和6年8月	次長 央戸	2/6
		課長 大山	
		課長補佐 石谷	
		係長 川崎	
		担当 佐藤	



本工程事位置 宮城県仙台市青葉区川内41 (東北大学川内団地内)



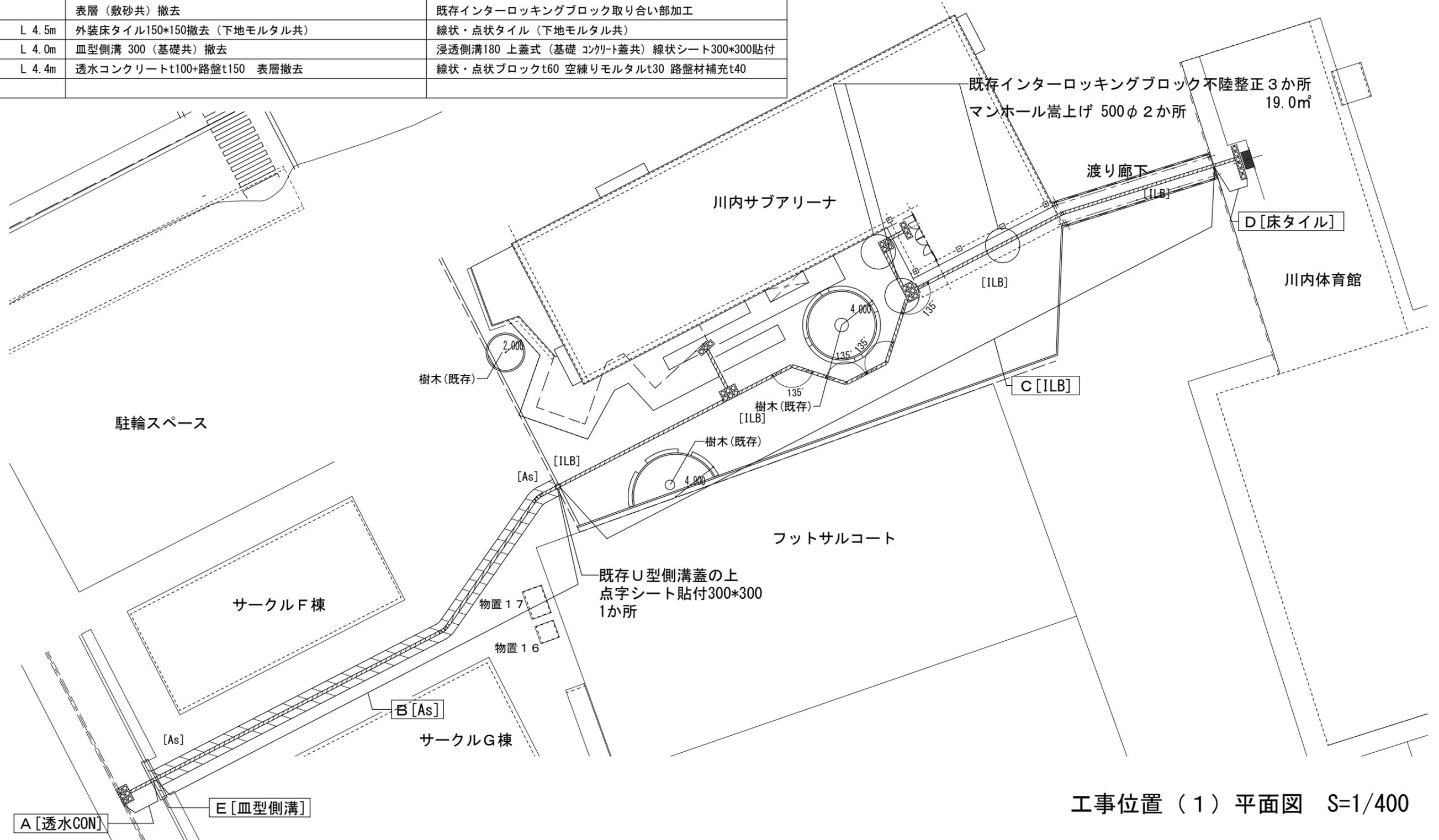
備考	工事名称	東北大学(川内1)屋外環境整備(川内体育館前点字ブロック)工事					縮尺	1/3500, no scale	図面番号	A-01
	図面名称	案内図・配置図					設計年月	令和6年度	担当	一級建築士 登録番号 第323346号 大山直人
	設計年月	令和6年8月	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当	通し番号	4/6
			木村	央戸	大山	石谷	川崎	佐藤		

改修仕上表

記号	数量	既存	改修
A [透水CON]	L 5.1m	透水コンクリートt130 路盤t150 表層撤去	線状・点状ブロックt60 空練りモルタルt30 路盤材補充t40
B [As]	L 52.1m	(1) アスファルト舗装t50 路盤t150 表層撤去 (2) 改修アスファルト舗装t50 路盤t150 表層 路盤t40撤去	(1) 再生密粒度アスファルト混合物13F t50 路盤材補充t30 (2) 線状ブロックt60 空練りモルタルt30
C [ILB]	L 97.0m	インターロッキングブロックt80 モルタルt20 路盤t150 表層(敷砂共)撤去	線状・点状ブロックt60 空練りモルタルt40 既存インターロッキングブロック取り合い部加工
D [床タイル]	L 4.5m	外装床タイル150*150撤去(下地モルタル共)	線状・点状タイル(下地モルタル共)
E [皿型側溝]	L 4.0m	皿型側溝 300(基礎共)撤去	浸透側溝180 上蓋式(基礎 コンクリート蓋共) 線状シート300*300貼付
F [透水CON]	L 4.4m	透水コンクリートt100+路盤t150 表層撤去	線状・点状ブロックt60 空練りモルタルt30 路盤材補充t40

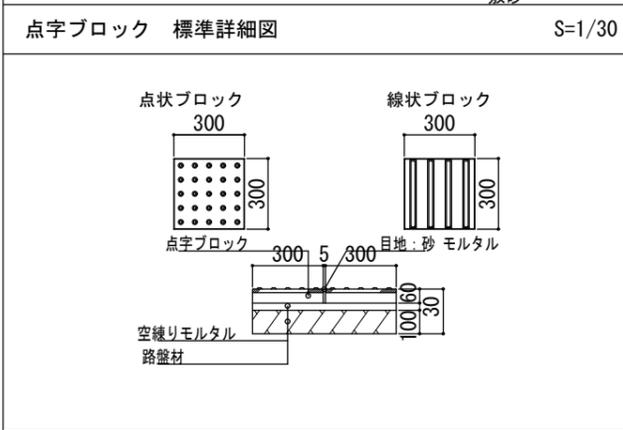
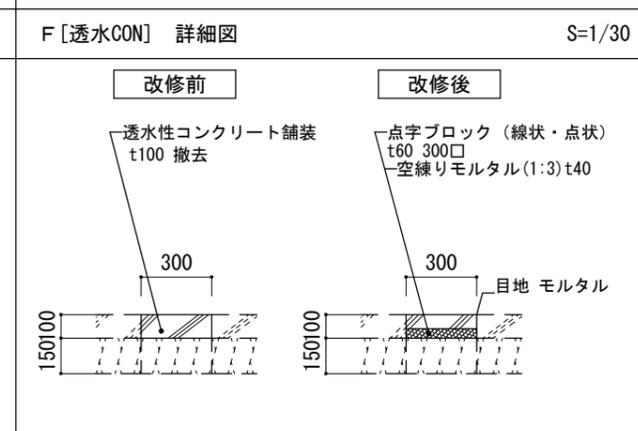
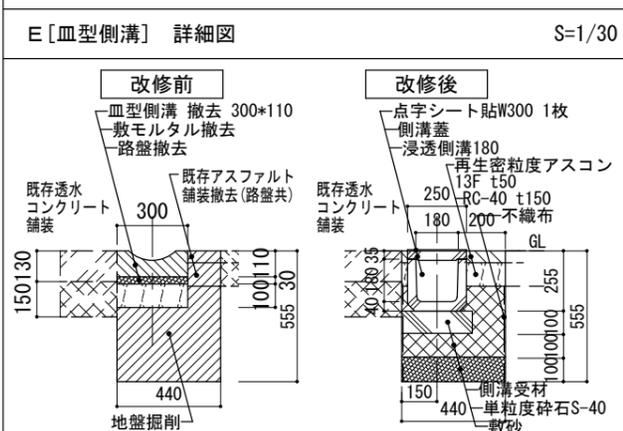
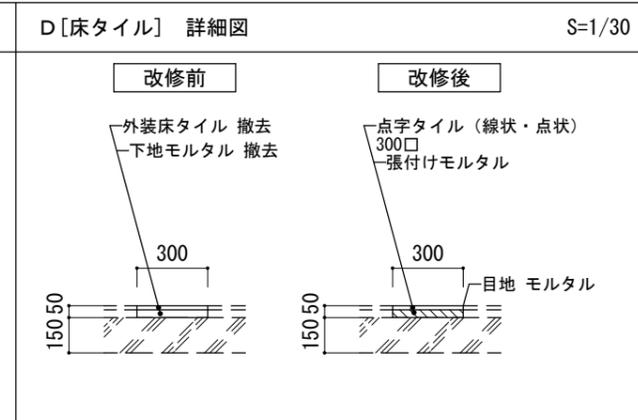
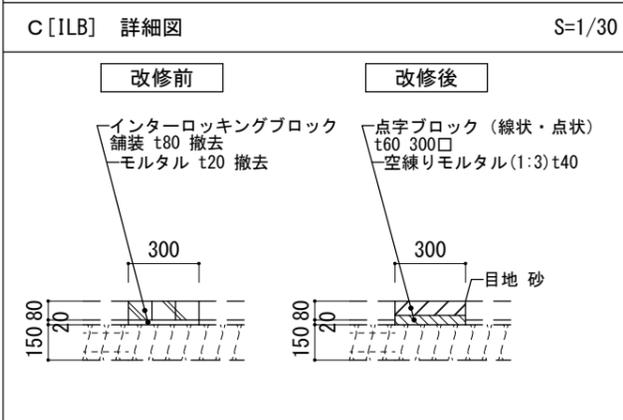
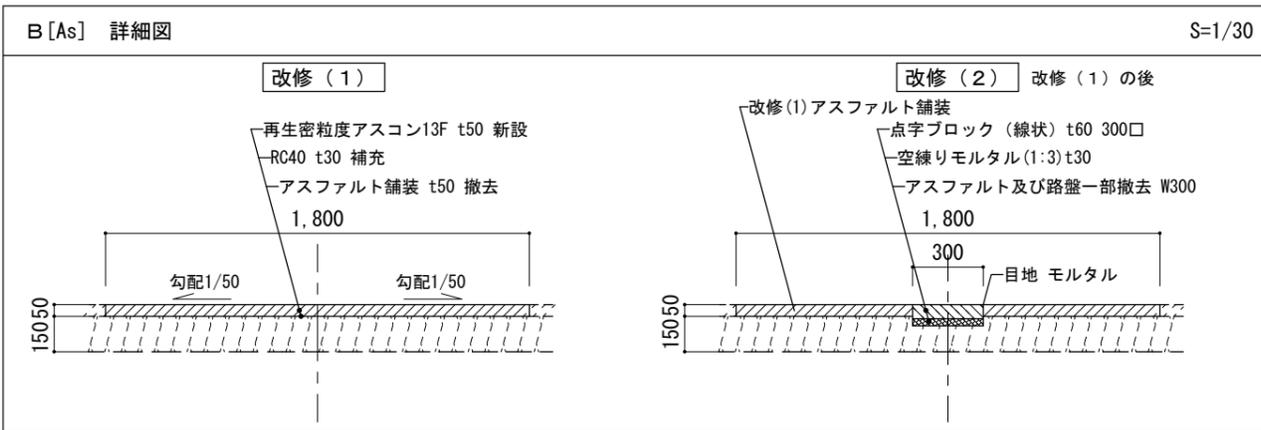
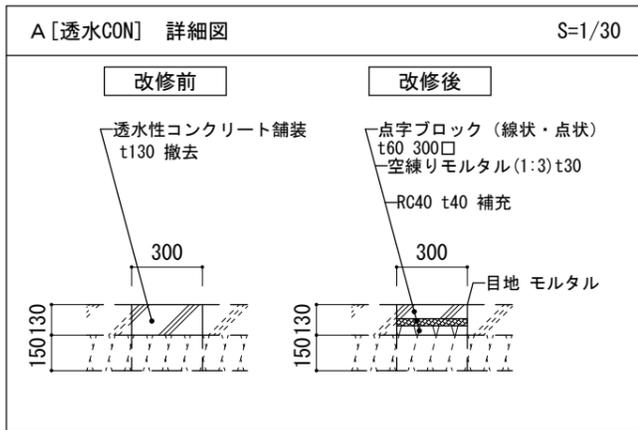
凡例

-  視覚障害者用線状ブロック・タイル・シート 300*300 新設
-  視覚障害者用点状ブロック・タイル・シート 300*300 新設
-  アスファルト舗装改修 (W1.8m)

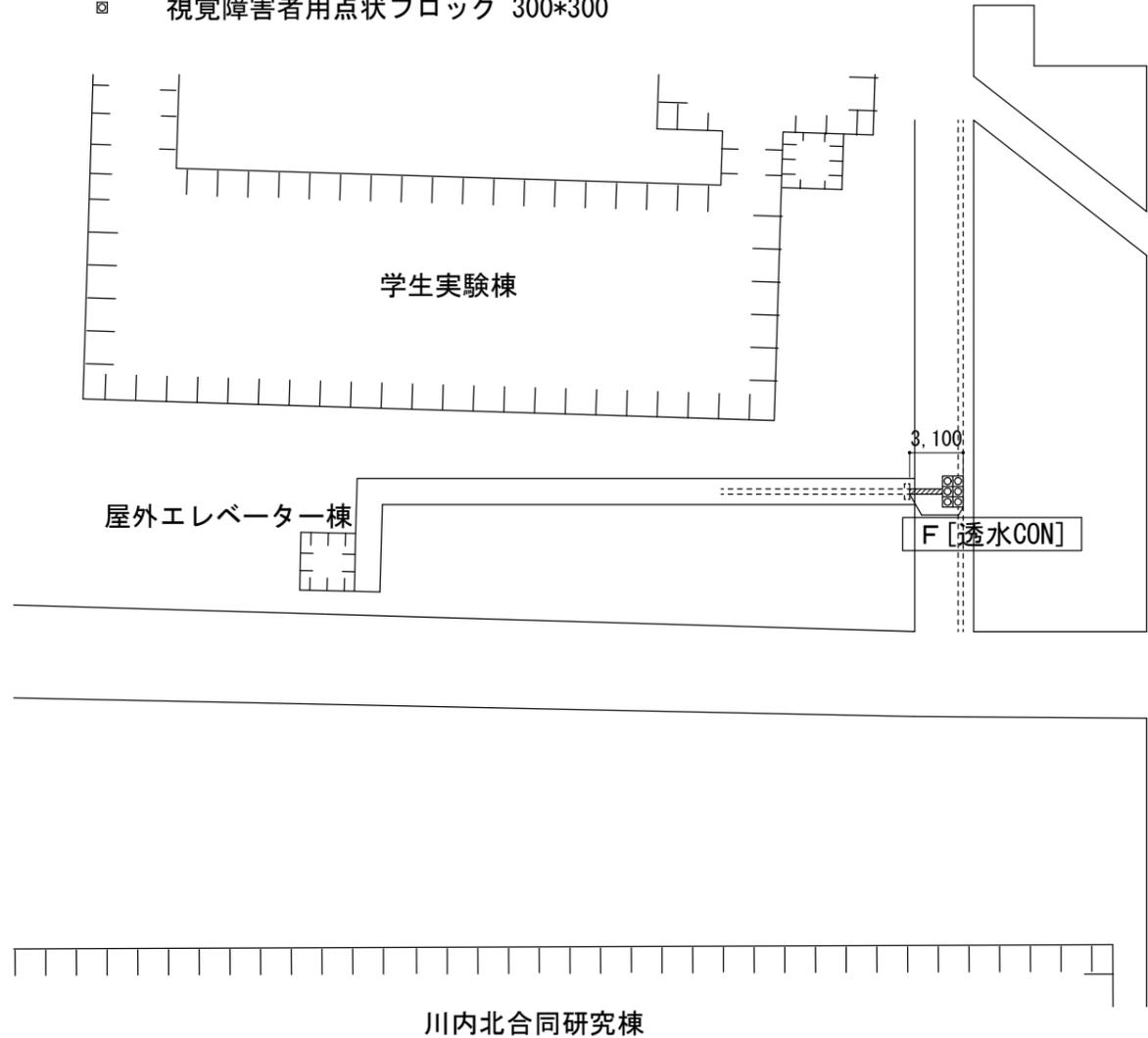


工事位置 (1) 平面図 S=1/400

備考	工事名称	東北大学 (川内1) 屋外環境整備 (川内体育館前点字ブロック) 工事					縮尺	1/400	図面番号	A-02
	図面名称	工事位置 (1) 平面図 仕上表					設計年月	令和6年度	図面番号	5/6
	設計年月	令和6年8月	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当	一級建築士 登録番号 第323346号 大山直人	
			木村	央戸	大山	石谷	川崎	佐藤		



- 凡 例**
- ▨ 視覚障害者用線状ブロック 300*300
 - 視覚障害者用点状ブロック 300*300



工事位置 (2) 平面図 S=1/400

備考	工事名称	東北大学 (川内 1) 屋外環境整備 (川内体育館前点字ブロック) 工事					縮尺	1/400, 1/30	図面番号	A-03
	図面名称	工事位置 (2) 平面図 詳細図								
設計年月	令和 6 年度	部長	次長	課長	課長補佐	係長	担当	一級建築士	通し番号	
	令和 6 年 8 月	木村	央戸	大山	石谷	川崎	佐藤	登録番号 第323346号	6/6	
		東北大学施設部							大山 直人	